

○守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付要綱

令和6年4月1日

守山市告示第170号

改正 令和7年4月1日 守山市告示第285号

(趣旨)

第1条 市長は、地域内外の企業等多様な主体との連携を図り、守山市をフィールドとした新しい技術やサービスによる実証実験を通して、本市からイノベーションを創出し、社会や地域の課題の解決に資することを目的として、守山市官民連携プロジェクトサポート補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、守山市補助金等交付規則(昭和53年規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 大企業 中小企業等経営強化法第2条第2項に該当する者以外の者であって事業を営むものをいう。
- (2) スタートアップ等 革新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値提供や、社会に貢献することによって事業を成長させることを目指し(成長志向)、本市内で新たなビジネスアイデア等の実証に取り組む民間企業等の事業者をいう。なお、創業だけではなく、企業等における社内ベンチャーや第二創業事業も含む。
- (3) 企業等 大企業、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条または一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項から第3項までに規定する中小企業、スタートアップ等および事業を営む個人をいう。
- (4) 実証実験 企業等が、本市の社会的課題の解決および市民へのサービスの向上のため、技術・サービス等の実用化に向けて本市内で行う実験・検証で本市の産業振興に資するものであり、本市の承認を受けたもの。
- (5) 実証実験サポート 実証実験について本市が行う、実験および検証のフィールドの提供、実施方法、法制度、安全面に関連したアドバイスおよびこの要綱で定める必要経費の補助(以下「補助金」という。)などの各種支援のこと。
- (6) 補助事業 実証事業のうち、市の補助金を得て行うもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 事業申請日時時点で1事業年度以上の業歴を有する事業を営む個人もしくは法人であること。
- (2) 直近事業年度において、事業本社所在地における国・都道府県・市町村税に未納がないこと。
- (3) 市内で革新的なビジネスアイデアの実証実験を行う企業等として、守山市官民連携プロジェクトサポート事業として市から採択されていること。
- (4) 実証事業を行う過程や結果として、社会や市内における地域課題の解決への寄与により、本市の産業振興や市民生活の向上等の効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること。
- (5) 提案する企画、事業計画を主体的に実施でき、提案する企画、事業計画を市内で実施すること。

2 次に掲げる者は、申請することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)その他労働関係法令をはじめとした法令に関して重大な違反がある者。
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、交付決定日から交付決定に係る年度の3月末日までに事業を完了したもの(ただし、特別に事業が年度をまたぐことについて市が認めた事業を除く。)で、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 社会課題および地域課題の解決に資すること。
- (2) 将来に自立的な事業の継続が見込まれること。
- (3) 市内で実施する事業であること。
- (4) 事業の効果が市内産業振興や市民や地域に直接的におよぶ事業であること。
- (5) 宗教的または政治的意図を有した事業でないこと。
- (6) 法令等または公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 公的な資金を用途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等

の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業をいう。)でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 提出書類や提案内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要綱に違反または著しく逸脱した場合
- (3) その他、補助金の交付や地域に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象経費(消費税および地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に際して認められる、次の各号に掲げるものとする。なお、交付決定日から交付決定に係る年度の3月末日までに支払ったもののみを補助金の対象とする。

- (1) 直接人件費(補助申請額の4分の1まで) 事業に直接関与する者の人件費
- (2) 原材料費 試作品などに直接使用する原料および材料の購入に要する経費
- (3) 設備備品費 取得価格10万円以上の購入に要する経費(汎用性が高い物品は除く。)
- (4) 消耗品費 消耗品の購入に要する経費
- (5) 旅費・交通費 出張に係る経費、講師等の交通費実費
- (6) 謝金 事業実施に必要な活動を行うため、講師等に支払う謝金(源泉徴収税額を含む。)
- (7) 外注委託費 ホームページの作成、保守管理費等
- (8) マーケティング調査費 販路開拓・拡大に係る調査費用等
- (9) 広報活動費 広告宣伝費等
- (10) 借料 事業に専ら使用する車両、パソコン、プリンタ等機器のリース・レンタル費
- (11) 賃借料 事業実施に必要な施設や土地を借り上げる経費
- (12) その他市長が必要かつ適当と認める経費(通信運搬費、保険料、知的財産権等)

2 補助金の対象外とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該実施事業以外の事業運営に要する経費(人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費等)
- (2) もっぱら企業等の自社商品開発や研究、技術開発にのみ要する経費
- (3) 食事会または高額な物品の贈与等を伴う事業に係る経費
- (4) その他補助金活用に係る事業執行に際し、社会通念上必要と認められない経費

3 特別に年度をまたぐことについて市が認めた事業のうち、翌年度に実施される事業に

については要綱第7条に基づき改めて翌年度以降に交付申請を行うこととする。

(補助金額等)

第6条 補助金額は、前条第1項各号の補助対象経費の合計に3分の2を乗じて得た額とし、補助金額の上限は100万円とする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、守山市官民連携プロジェクト補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 守山市官民連携プロジェクトサポート補助金申請書

(2) 守山市官民連携プロジェクト補助金事業計画書(別記様式第2号)

(3) 補助対象経費の内訳を示す書類(見積書等)

(4) 第3条第1項第1号および第2号を証明する資料

(5) その他市長が特に必要と認める書類等

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、守山市官民連携プロジェクト補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、守山市官民連携プロジェクト補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

3 前2項の補助金の交付の可否について、審査があった日から30日以内に決定し、申請者に通知しなければならない。

4 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更(総事業費の20パーセント以内の流用増減を除く。)をし、もしくは補助事業の内容の変更をし、または補助事業を中止し、もしくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助事業の変更申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、守山市官民連携プロジェクト補助金事業費補助金変更承認申請書(別記様式第5号)をその他必要書類とあわせて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者に対し、守山市官民連携プロジェクト補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

3 補助金の増額を伴う変更は認めない。

(事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業中止届があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合、事業中止承認通知書(別記様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第11条に規定する実績報告は、補助対象事業完了の日から起算して30日を超えない日または当該補助金の交付決定に係る年度の3月末日のいずれか早い日までに、守山市官民連携プロジェクト補助金事業実績報告書(別記様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特別に事業が年度をまたぐことについて市が認めた事業については、交付決定に係る年度までの実績報告を行うこととする。この場合において、第1号から第3号までの添付資料に記載されている名前は交付決定者の名前と同一でなければならない(企業等で代表者が変更になった場合で事前に変更の申し出があった場合を除く。)。

(1) 守山市官民連携サポート事業実績書(別記様式第10号)

(2) 補助対象経費を支出したことを証する書類(領収書等)

(3) 事業完了および実績を示す書類

(4) その他市長が特に必要と認める書類等

2 提出された書類について確認が必要な場合、申請者は市の求めに応じて説明をしなければならない。

3 第1項の書類により事業を実施したことを確認できない場合、市は申請者に対し追加資料の提出を請求できるものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、守山市官民連携

プロジェクト補助金交付確定通知書(別記様式第11号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の額の確定は、第8条第1項および第9条第2項で決定した額を超えない範囲で行うものとする。

(補助金の請求および交付)

第13条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた申請者は、守山市官民連携プロジェクト交付請求書(別記様式第12号。以下「交付請求書」という。)により速やかに市長に請求するものとする。

- 2 市長は、交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

(立ち入り検査等)

第14条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告を求め、または担当職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。この場合において、立ち入る職員は、その身分を示す職員証明書を提示しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更し、または廃止したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。
- (4) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) その他法令もしくはこれらに基づく指示または市長の処分に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、守山市官民連携プロジェクト補助金交付取消通知書および返還命令書(別記様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第17条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした帳簿証拠書類その他関係書類を整備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する書類は、補助対象事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなけ

ればならない。

(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

第18条 前条までの規定にかかわらず、天災等申請者の責めに帰することができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 規則第16条第2項に規定する検証期間は、令和9年3月31日までとする。

別 記 様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

守山市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者役職・氏名

※代表者名は代表者の署名または記名押印

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付申請書

守山市官民連携プロジェクトサポート事業における実証実験を実施したいので、守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて提出します。あわせて、守山市が交付の審査にあたり、税等滞納の有無、事業所在の確認やその他補助金交付に必要な状況確認について調査することを承諾いたします。

1 事業内容	事業タイトル	
	主な取組内容	
2 総事業費	金	円（消費税および地方消費税を除く。）
3 補助金申請額	金	円
補助事業開始 予定年月日	年	月 日
補助事業完了 予定年月日	年	月 日
備 考	要綱第 4 条第 1 項に規定する特別に事業が年度をまたぐことについて市が認めた事業については、翌年度の事業完了予定日を記載すること。	

添付資料	
☐	事業計画書（別記様式第 2 号）
☐	●法人/直近 1 期の決算書（写し）、または個人/確定申告書（写し） ●法人/履歴事項証明書（写し）、または個人/開業届（写し）
☐	事業における納税に未納がないことを確認できる資料 ●国税、都道府県税、市町村税に関する直近の納税証明書または完納証明書（写し）
☐	実証実験実施に関する事業企画書 ※企画提案内容を説明する資料
☐	会社の概要説明資料、パンフレットなど（任意提出）

様式第 2 号（第 7 条および第 9 条関係）

守山市官民連携プロジェクトサポート事業 事業計画書

（申請者概要）

法人・団体情報	フリガナ			
	法人名・屋号			
	フリガナ		フリガナ	
	代表者役職		代表者氏名	
	フリガナ			
	本社所在地住所	〒		
	設立年月日	年 月 日	常時雇用従業員数	人
	業 種			
	事業概要			
	事業 URL			
担当者情報	フリガナ		部署	
	氏名			
	電話番号	— —	役職	
	メールアドレス			

申請該当確認チェック	
☐	申請日時点で業歴が 1 事業年度年以上あり、国・都道府県・市町村税に未納がありません。
☐	申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定される暴力団員に該当せず、将来においても該当しません。
☐	労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)その他労働関係法令をはじめとした法令に関して重大な違反はありません。
☐	風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う者ではありません。
☐	申請内容と事実が相違することが判明した場合、事業の採択、補助金の交付が受けられないこと、または補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消されることになっても意義はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(官民連携プロジェクト概要)

(1)事業名称 (タイトル)	(簡潔に事業名にタイトルをつけてください)
(2)実施概要	(簡潔に今回実施する実証実験のサービスや技術の説明、事業対象やスケジュールなど)
(3)実施事業の目的・背景	(申請者が考える、守山市で解決したい社会や地域における現状課題について) ※出来る限り具体的に
(4)事業実施後の 目指す姿 (達成する姿、成果指標など)	(実施期間中や実施後、本市を舞台として社会、地域にもたらす効果など、成果指標を含め説明)
(5)実施方法や具 体内容	(実証実験に用いる技術・サービス等を示しながら、具体的な実施方法や実施エリア、対象を明示)
(6)本事業に係る 技術・サービ ス概要	(実証実験に用いる技術・サービス等の新規性、優位性、独自性) ※従来製品または他のサービスと比較して差別化の図れている点や優位性がある点などをデータ等により客観的に判断できるよう明示
(7)事業実施体制	(本事業に対する実施体制や役割、また専門家等の技術指導を受ける場合はその明示)

※任意の企画提案書とは別に本計画書に簡単に概要を記載ください。

【プロジェクト実施期間】 (注：市が年度をまたぐことを認めた事業は翌年度の完了予定日まで)

開始予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
---------	-------	---------	-------

(プロジェクトの資金計画概要)

1 本事業による取組みに係る全体経費の内訳 (注: 税抜きで記載すること。)

経費内容	経費 (円)	内訳(積算) 単価×数量
合計金額 (円) = 全事業費	円【①】 (※申請書に記入ください)	

補助対象経費 (①のうち対象外経費を除いた額)	円【②】
②×2/3	円【③】
補助上限額 = 1,000,000 円	1,000,000 円【④】
本市への補助金申請額 ③ (千円未満切捨)、または④のいずれか小さい方	円【⑤】 (※申請書に記入ください)

2 本事業に係る資金調達計画書

収入の種類		予算額	
本件の補助金申請額【⑤転記】		円【⑥】	
守山市補助金以外	計	円【⑦】	
	他補助金	円	
	自己資金	円	
	借入等	円	
資金計画合計		円【⑦＋⑧】	

3 上記1および2への資金計画に関する補足説明など (特に記載なければ空欄可)

(補足を要するべき資金計画、他の補助・支援等を受けている、または受ける予定がある事業名等)

様式第 3 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市官民連携プロジェクトサポート補助金について、守山市官民連携プロジェクト補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 事業の名称

「 」

2 補助金の交付決定額 金 円

様式第 4 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった守山市官民連携プロジェクトサポート補助金について、守山市官民連携プロジェクト補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

守山市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者役職・氏名

※代表者名は代表者の署名または記名押印

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金変更承認申請書

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金補助金の変更承認を受けたいので、守山市官民連携プロジェクト補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

※変更前後の内容がわかるように記載すること。

【変更前】

【変更後】

添付資料	
☐	事業計画書（別記様式第 2 号）（変更後）
☐	補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）（変更後）
☐	その他変更内容を示すのに必要と思われる資料（企画書等）

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市官民連携プロジェクトサポート補助金
について、下記のとおり交付決定額を変更したので通知します。

記

1 事業の名称

「 」

2 補助金の額 金 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

守山市長

あて

住所又は所在地

名称

代表者役職・氏名

※代表者名は代表者の署名または記名押印

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金事業中止届

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付決定のあった事業を中止
したいので、守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付要綱第10条
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1)事業の中止（廃止）に伴う関係書類

(2)その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金事業中止届承認通知書

年 月 日付で届出のあった守山市官民連携プロジェクトサポート補助金の事業
中止を承認しましたので通知します。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

守山市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者役職・氏名

※代表者名は代表者の署名または記名押印

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金 事業実績報告書

年 月 日付け守 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

1 実施事業名 「 」

2 完了年月日 年 月 日

3 全事業費 金 円

4 補助申請額 金 円

5 報告書類

(1) 事業実績書

(2) 経費を説明する添付書類（見積書、請求書、領収書等）

(3) 事業完了および実績を示す書類（任意書式）

様式第 11 号（第 11 条関係）

守山市官民連携プロジェクトサポート事業 事業実績書

1 事業実施の結果

(1)事業名称 (タイトル)	(簡潔に事業名にタイトルをつけてください)
(2)実施概要	(簡潔に今回実施する実証実験のサービスや技術の説明、事業対象やスケジュールなど)
(3)実施方法や具 体内容	(実証実験に用いる技術・サービス等を示しながら、具体的な実施方法や実施エリア、対象を明示)
(4)事業実施後 の結果・成果 (達成した点、成果指標など)	(実施期間中や実施後、本市を舞台として社会、地域にもたらした効果など、成果指標を含め説明)
(5)残された課題 や今後実証す べき内容	(本事業実施により、達成できなかった課題や今後の課題解決に向けた検討方針について明示)

2 プロジェクト実施期間

開始年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

2 本事業による取組みに係る全体経費の内訳（注：税抜きで記載すること。）

取組内容	経費（円）	内訳（積算）単価×数量
合計金額（円）＝全事業費	円【①】 （※申請書に記入ください）	

補助対象経費（①のうち対象外経費を除いた額）	円【②】
②×2/3	円【③】
補助上限額＝1,000,000円	1,000,000円【④】
本件の交付申請額 ＝ ③（千円未満切捨）、または④のいずれか小さい方	円【⑤】 （※申請書に記入ください）

※なお、本事業において市の補助金を申請しない場合は【⑤】は0円と記載ください。

3 本事業に係る資金調達計画書

収入の種類		予算額	
本件の補助金申請額【⑤転記】		円【⑥】	
計		円【⑦】	
守山市補助金以外	他補助金	円	
	自己資金	円	
	借入等	円	
資金計画合計		円【⑦＋⑧】	

4 添付書類

- (1) 補助対象事業を実施したことを証する書類
- (2) 補助対象経費の支払額や支払い済額を証明する領収書等の書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市官民連携プロジェクトサポート補助金について、
下記とおり補助金の額を決定したので通知します。

記

交付確定額	金 円
-------	-----

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

守山市長 あて

住所又は所在地

名称

代表者役職・氏名

※代表者名は代表者の署名または記名押印

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付請求書

年 月 日付け守 第 号で額の確定の通知があった守山市官民連携プロジェクトサポート補助金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本支店名	本 店 支 店 代理店 出張所				
預金種別	普 通 ・ 当 座	口座番号 (右詰めにて記入)					
口座名義人	(フリガナ)						

様式第13号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

守山市長

守山市官民連携プロジェクトサポート補助金交付取消通知書および返還命令書

年 月 日付け守 第 号にて交付決定をした補助金について、守山市官民
連携プロジェクトサポート補助金交付要綱第15条の規定により交付決定の(全部・一部)
を取り消したので次のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 取消後交付決定額 金 円
- 2 返還額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 取消理由

別記様式第 1 号(第 7 条関係)

様式第 2 号(第 7 条および第 9 条関係)

様式第 3 号(第 8 条関係)

様式第 4 号(第 8 条関係)

様式第 5 号(第 9 条関係)

様式第 6 号(第 9 条関係)

様式第 7 号(第10条関係)

様式第 8 号(第10条関係)

様式第 9 号(第11条関係)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

様式第12号(第13条関係)

様式第13号(第15条関係)